

## 介護保険サービス事業所の指定及び各種届出について

○尾張旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等を制定しました。

### 1 概要

平成30年度から「指定居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）」の指定権限が愛知県から市町村へ権限移譲されました。経過措置として平成30年度の1年間は愛知県の条例や基準による対応ですが、平成31年3月末までに指定居宅介護支援等の基準等を尾張旭市の条例で制定し、平成31年度以降は尾張旭市の条例に基づき、指定及び各種届出等を行うこととなります。

### 2 制定例規名

- (1) 尾張旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 尾張旭市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則

### 3 スケジュール

平成30年11月：介護保険運営協議会にて説明  
12月：議会可決  
平成31年 1月：介護事業所連絡会等で説明  
4月：施行

### 4 その他

介護保険法第47条第1項第1号及び第79条第2項第1号に基づく基準について定めるもので、内容は、愛知県が定めている条例と同様であり、尾張旭市が条例を制定することによる指定居宅介護支援事業所への影響はありません。

尾張旭市では「尾張旭市暴力団排除条例」に基づき、役員等に暴力団員等がないことを規定するとともに、記録の保存年数を厚生労働省の基準省令より長く5年としました。